# 令和８年 11 月 16 日付け公告の内容

このたび、東広島市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業　小野池地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８８条第１項の規定により公告する事項について東広島市長と協議したいので、法第８８条第６項において準用する法第８７条の２第８項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和８年 12 月 7 日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。